

○ 店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令（平成二十四年内閣府令第四十八号）

改 正 案

現 行

目次

第一章 （略）

第二章 清算集中（第二条・第二条の二）

第三章～第五章 （略）

目次

第一章 （略）

第二章 清算集中（第二条）

第三章～第五章 （略）

第一条 この府令において「金融商品取引業」、「金融商品取引業者」、「店頭デリバティブ取引」、「金融商品」、「金融指標」、「金融商品債務引受業」、「金融商品取引清算機関」又は「外国金融商品取引清算機関」とは、それぞれ金融商品取引法（以下「法」という。）第二条に規定する金融商品取引業、金融商品取引業者、店頭デリバティブ取引、金融商品、金融指標、金融商品債務引受業、金融商品取引清算機関又は外国金融商品取引清算機関をいう。

2 （略）

第一条 この府令において「金融商品取引業」、「金融商品取引業者」、「金融商品」、「金融指標」、「金融商品債務引受業」、「金融商品取引清算機関」又は「外国金融商品取引清算機関」とは、それぞれ金融商品取引法（以下「法」という。）第二条に規定する金融商品取引業、金融商品取引業者、金融商品、金融指標、金融商品債務引受業、金融商品取引清算機関又は外国金融商品取引清算機関をいう。

2 （略）

（清算集中の対象となる取引）

第二条 （略）

2 法第百五十六条の六十二第二号に規定する内閣府令で定める取引は、法第二条第二十二項第五号に掲げる取引であつて、当事者が原本（円建てのものに限る。）として定めた金額について当事者の一

第二条 （略）

2 法第百五十六条の六十二第二号に規定する内閣府令で定める取引は、法第二条第二十二項第五号に掲げる取引であつて、当事者が原本（円建てのものに限る。）として定めた金額について当事者の一

方が相手方と取り決めた利率又は市場金利の約定した期間における変化率（以下この項において「利率等」という。）に基づいて金銭（円建てのものに限る。以下この項において同じ。）を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた利率等に基づいて金銭を支払うことと相互に約するもののうち、金融庁長官が指定するものとする。  
3 第一項の規定にかかわらず、同項に規定する取引が、当該取引に係る契約を締結する時において次の各号のいずれかに該当する場合には、当該取引は、法第百五十六条の六十二第一号に規定する内閣府令で定める取引に該当しないものとする。

### 一（三）（略）

四 取引の当事者の一方又はその親会社等若しくは子会社等と当該取引の相手方又はその親会社等若しくは子会社等とが当該取引に基づく債務を金融商品債務引受業の対象とする同一の金融商品取引清算機関等（当該取引が第一項に規定する取引である場合には、外国金融商品取引清算機関を除く。次号において同じ。）の当該取引に係る清算参加者となっている場合以外の場合（取引の当事者の一方又は双方（その親会社等又は子会社等を含む。）において、当該取引に係る清算参加者となっていないことについて合理的な理由がある場合に限る。）における当該取引

方が相手方と取り決めた利率又は約定した市場金利の期間における変化率（以下この項において「利率等」という。）に基づいて金銭（円建てのものに限る。以下この項において同じ。）を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた利率等に基づいて金銭を支払うことと相互に約するもののうち、金融庁長官が指定するものとする。  
3 前二項の規定にかかわらず、これらの項に規定する取引が、当該取引に係る契約を締結する時において次の各号のいずれかに該当する場合には、当該取引は、法第百五十六条の六十二第一号及び第二号に規定する内閣府令で定める取引に該当しないものとする。

### 一（三）（略）

四 取引の当事者の一方又はその親会社等若しくは子会社等と当該取引の相手方又はその親会社等若しくは子会社等とが当該取引に基づく債務を金融商品債務引受業の対象とする同一の金融商品取引清算機関等（当該取引が第一項に規定する取引である場合には、外国金融商品取引清算機関を除く。次号において同じ。）の当該取引に係る清算参加者となっている場合以外の場合（取引の当事者の一方又は双方（その親会社等又は子会社等を含む。）において、当該取引に係る清算参加者となっていないことについて合理的な理由がある場合に限る。）における当該取引。ただし、当該取引が前項に規定する取引である場合においては、取引の当事者の一方又はその親会社等若しくは子会社等が当該取引に基づく債務を連携金融商品債務引受業務の対象とする金融商品取引清算機

4  
五 (略)

第二項の規定にかかわらず、同項に規定する取引が、当該取引に係る契約を締結する時において次の各号のいずれかに該当する取引である場合には、当該取引は、法第百五十六条の六十二第二号に規定する内閣府令で定める取引に該当しないものとする。

- 一 前項第一号から第三号までに掲げる取引における当該取引
- 二 当事者の一方又は双方が次のいずれかに掲げる者である場合に

イ 金融商品取引業者等のうち、第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者又は登録金融機関である銀行、株式会社商工組

関の当該取引に係る清算参加者となつており、かつ、当該取引の相手方又はその親会社等若しくは子会社等が当該金融商品取引清算機関と連携金融商品債務引受業務に関する契約を締結している連携清算機関等の当該取引に係る清算参加者（連携清算機関等が金融商品取引清算機関又は外国金融商品取引清算機関以外の者である場合にあつては、その業務（当該連携金融商品債務引受業務に係るものに限る。）の相手方となる者。以下この号において「清算参加者等」という。）となつていてる場合以外の場合（取引の当事者の一方（その親会社等又は子会社等を含む。）において当該取引に係る清算参加者となつていないと合理的な理由がある場合、又は当該取引の相手方（その親会社等又は子会社等を含む。）において当該取引に係る清算参加者等となつていないとについて合理的な理由がある場合に限る。）に限る。

5 (新設)  
五 (略)

第二項の規定にかかわらず、同項に規定する取引が、当該取引に係る契約を締結する時において次の各号のいずれかに該当する取引である場合には、当該取引は、法第百五十六条の六十二第二号に規定する内閣府令で定める取引に該当しないものとする。

合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、全国を地区とする信用金庫連合会若しくは農林中央金庫のいずれかの者（以下「取引情報作成対象業者」という。）以外の者

口 金融商品取引業者等のうち、当該取引に係る契約を締結する時の属する年の前々年の四月から前年の三月まで（その時が十二月に属するときは、その前年の四月からその年の三月まで）の各月末日における店頭デリバティブ取引（清算集中等取引情報又は取引情報の対象となつているものに限り、信託勘定に属するものとして経理されるものを除く。）次条において同じ。）に係る想定元本額の合計額が三千億円未満である者（イに掲げる者を除く。）

三 金融商品取引業者等が行つた取引に基づく債務を金融商品取引清算機関等に負担させることが不適当であると認められる特別の事情があるものとして金融庁長官が指定する場合において金融商品取引業者等が行う取引

（取引規模の届出等）

第二条の二 金融商品取引業者等（取引情報作成対象業者に限る。）

は、毎年、次の各号のいずれかに該当する場合には、四月一日から五月三十一日までの間に、その旨を金融庁長官に届け出なければならぬ。

一 前々年の四月から前年の三月までの各月末日における店頭デリバティブ取引に係る想定元本額の合計額が三千億円未満

（新設）

であり、かつ、前年の四月からその年の三月までの各月末日における店頭デリバティブ取引に係る想定元本額の合計額の平均額が三千億円以上である場合

二 前々年の四月から前年の三月までの各月末日における店頭デリバティブ取引に係る想定元本額の合計額の平均額が三千億円以上であり、かつ、前年の四月からその年の三月までの各月末日における店頭デリバティブ取引に係る想定元本額の合計額の平均額が三千億円未満である場合

2 金融庁長官は、毎年、前項第一号の規定による届出をしたことがある者であつて、最後に当該届出をした後同項第二号の規定による届出をしていない者の商号又は名称を、インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により公表するものとする。

第六条 法第百五十六条の六十四第一項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引（当事者の一方又は双方が取引情報作成対象業者である取引に限り、法第二条第二十二項第二号、第四号及び第五号に掲げる取引にあっては、同条第二十五項第二号、第三号又は第四号（同項第二号及び第三号に係る部分に限る。）に掲げる金融指標に係るもの）とする。

第六条 法第百五十六条の六十四第一項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引（当事者の一方又は双方が、第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者又は登録金融機関である銀行、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、全国を地区とする信用金庫連合会若しくは農林中央金庫のいずれかの者（次条第四項において「取引情報作成対象業者」という。）である取引に限り、法第二条第二十二項第二号、第四号及び第五号に掲げる取引にあっては、同条第二十五項第二号、第三号又は第四号（同項第二号及び第三号に係る部分に限る。）に掲げる金融指標に係るもの）とする。

2  
—  
略 四  
（略）

2  
—  
略 四  
（略）